

鹿児島市消費生活審議会 委員募集

消費生活に関する重要事項について調査・審議する
「鹿児島市消費生活審議会」の委員を募集します。

1. 委員の役割
(1) 消費生活に関する重要事項について調査や審議を行います。
(2) 消費者苦情を解決するための調停を行います。
2. 募集人員 2人程度
3. 任期 2年（令和8年10月1日から2年間）
4. 応募資格 市内に住む18歳以上の方
5. 応募方法 所定の応募用紙と「最近の消費者問題について思うこと」と題したレポート（800字程度・様式は任意）を記入し、電子フォーム、郵送、ファクス、メール等でご応募ください。
※応募用紙は、市消費生活センター、本庁、各支所等で配布。市HPからもダウンロード可
6. 応募期限 令和8年8月20日（木）必着



消費者庁イラスト集より

【応募・問い合わせ先】

鹿児島市消費生活センター

〒892-8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号

電話： 808-7512 FAX： 808-7501

Eメール： syouhi@city.kagoshima.lg.jp

ホームページ： <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

「鹿児島市消費生活審議会」委員 応募用紙

令和8年 月 日

鹿児島市消費生活審議会委員に応募します。

(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	(〒 —) 鹿児島市		
電話番号			
職 業			

※8月20日（木）までに「最近の消費者問題について思うこと」と題したレポート（800字程度・様式は任意）を添付して、
電子フォーム・郵送・メール・ファクスで応募してください。

電子フォーム：<https://logoform.jp/form/hrtq/1685956>



<応募・お問い合わせ先>

鹿児島市消費生活センター

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話：099-808-7512

FAX：099-808-7501

Eメール：syouhi@city.kagoshima.lg.jp